

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会（第24回）

日時 平成29年7月20日（木）10：00～11：58

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

議題

- （1）省エネルギー小委員会意見 骨子（案）
- （2）省エネ施策の進捗状況について

1. 開会

○吉田省エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 第24回省エネルギー小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日は、所用により、天野委員、江崎委員、川瀬委員、豊田委員、飛原委員、松下委員はご欠席されております。

なお、前回に引き続き、今回もペーパーレスで委員会を実施させていただきます。資料につきましては、メインテーブルの皆様へ配付しているiPadで閲覧をいただければと思います。動作確認のため、iPadで、例えば資料1が開けるかどうかご確認をいただきたいと思います。

動作に不具合がございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局までお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行を、中上委員長にお願いしたいと思います。

カメラの撮影をされている方がおられましたら、これ以降はご遠慮いただきたいと思います。

○中上委員長

おはようございます。地下室ですので外が見えませんが、きょうも猛暑になりそうですね。この部屋は幸いにして少し涼しいので、議論を活発にお願いしたいと思います。

まず議事に入ります前に、このたび7月5日付の人事異動で、省エネルギー・新エネルギー部長に高科学部長が着任されましたので、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○高科省エネルギー・新エネルギー部長

省エネ・新エネ部長の高科でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてあり

がとうございます。

私は、2年前も省エネ小委員会に参加させていただいておりまして、たしか連携省エネについては当時から既にかなり議論がなされていて、やっとそろそろ実現の方向に向けて動き出せるのかなという印象を持っておりますし、荷主の話は、恐らく当時まだほとんど議論になっていなかったような気がします。そういった意味でも、この分野の動きの早さというか、そういうものを改めて実感しておるところでございます。

ここを離れていた間は、1年目はA IとかI o Tとか、あるいはイノベーション、そういった政策にかかわっておりまして、2年目は環境でCO₂問題をやっておりまして。今後の省エネのあり方、A I、I o T、ビッグデータを使った形でどういう省エネができるのかという点でどちらも省エネに関係します。

環境の世界では、今、2050年、CO₂80%削減という議論がなされておりますけれども、そういった時代に向けて、省エネのあり方というのもまた変わってくるのではないかと考えています。そういった議論も引き続きこの場で皆様方とできることを楽しみにしております。

この小委員会におきましては、昨年度から省エネポテンシャルの開拓に向けて、省エネ政策をさらに一歩推し進めるということで、事業者の枠を超えた省エネの促進や、サードパーティを活用した省エネの掘り起こしと深掘りといった論点について検討を深め、本年1月に中間取りまとめとして取りまとめていただきました。

その後、その中間取りまとめの方針に沿って、事務局において検討を進め、前回の小委員会におきましては、事務局での検討状況を踏まえて、昨今話題となっております宅配を含め、貨物輸送の省エネについて集中的にご議論をいただいたところです。

今後の省エネ施策の立案、実行に当たりまして、今回、次回におきまして本小委員会としての意見を取りまとめていただき、これを踏まえて具体的な施策の検討に反映してまいりたいと考えております。

忌憚なきご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中上委員長

どうもありがとうございました。

ついでに便乗して言わせていただきますと、お隣にいらっしゃる茂木さんは数年前ここに座っておられまして、若干距離ができましたけど、もう盤石な布陣でございますので、どんどん、厳しいご意見も含めて、活発にご議論を頂戴したいと思います。

前回、荷主規制のあり方に関するヒアリングということで、物流に深くご関係のある方々をお招きいたしまして、多くのプレゼンテーションを行っていただきました。委員の皆様、またオ

ブザーバーの皆様からも、活発かつ貴重なご意見を頂戴いたしました。

前回のプレゼンテーションや、委員、オブザーバーの皆様から頂戴したご意見を踏まえた荷主規制のあり方と、5月8日に事務局から提示されたその他省エネ施策の検討状況について、この小委員会意見の骨子として整理をしていただければと、私のほうから事務局にお願いしていたところでございます。

本日は、本件につきまして、省エネ小委員会意見の骨子（案）について、ご議論を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

また、5月8日に事務局より省エネ施策の検討状況についてご紹介いただきましたけれども、それ以降に着々と議論が進展しておりますので、その施策の最新の状況と、また、今後のワーキンググループ等で行われる検討事項についても、事務局よりご報告を頂戴することになっております。

本日も委員の皆様、オブザーバーの皆様からご活発な意見を頂戴できればと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

2. 議事

(1) 省エネルギー小委員会意見 骨子（案）

○中上委員長

それではこれより議事に入りたいと思います。議題1でございますけれども、省エネ小委員会意見 骨子（案）について、事務局より説明していただきます。

議論が非常に多岐にわたると思いますので、目次が1から5まで振ってありますが、まず1から3までと、それから4から5と、2つのパートに分けてご説明を頂戴して、それぞれ質疑応答をお受けすることにしたいと思います。

それでは、まず前半の1から3の内容につきまして説明を頂戴したいと思います。吉田課長、よろしくお願いします。

○吉田省エネルギー課長

それではご説明いたします。資料の1をご覧くださいと思います。省エネルギー小委員会意見 骨子（案）でございます。

1ページをおめくりいただきまして、目次がございます。今、委員長からもございましたように、まず最初のパートで、この目次の1. から3. の（4）までご説明をしたいと思います。4. 以降は、2つ目のパートでご説明をしていきたいと思います。

1 ページおめくりください。ページ番号は下に振っております。また行番号が左側に打っておりますので、これを適宜参照させていただきたいと思います。

まず、1. でございます。「はじめに」でございますが、ここは今回の小委員会の意見書の位置づけについて書かせていただいております。

まず1つ目のパラグラフのところは、これまで小委員会でも何回も出てまいりましたけれども、長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックスの中の5,030万k1の省エネの見通しについて書いております。

2つ目のパラグラフは、その見通しを実現するために、7行目ですが、エネルギー革新戦略というものができました。この方針を受けて、この小委員会では昨年、規制、それから制度的な課題について検討を進めてきた、支援措置について検討を進めてきたというふうに書いております。

その後、11行目でございますが、具体的に、今年の1月に公表していただきました中間取りまとめの内容を書いております。産業トップランナー制度、それから事業者クラス分け評価制度、この強化に加えて、省エネポテンシャルの開拓に向けてということで、大きく2つでございます。

①事業者単位のみならず、業界、サプライチェーン、グループ単位等の事業者の枠を超えた省エネの取り組みの推進、それから②として、サードパーティ、この小委員会では、エネルギーの使用者に影響を持つ人ということで、サードパーティを定義づけて使ってまいりましたが、特に貨物輸送における荷主を含むサードパーティ、これを活用した省エネの深掘り、あるいは掘り起こしといった、これら①、②の新たな視座もあわせて、あるべき方向性、これを中間取りまとめとして公表していただいたということでございます。

17行目以下でございますが、こういった方向性を踏まえて、国のほうで具体的な措置を検討してきたわけでございますが、今般、この小委員会では、この検討状況を聞いていただきまして、サードパーティに着目した運輸網の省エネを中心に、今後の施策立案・実行に資すべく、本委員会としての意見を取りまとめたという位置づけにさせていただいております。

以上が、1. でございます。

それから、2. でございます。最終エネルギー消費の動向であります。3. 以降に本題でございますが、そこに入る前に、これは5月8日の小委員会でご紹介いたしましたけれども、直近の最終エネルギー消費の動向について、議論に当たって最初に見ていただいたところでございますが、それを簡単にまとめたものでございます。

(1) は総論でございまして、全体の状況がどうなっているかを書いています。

5月8日にもご紹介いたしましたけれども、機器の省エネの向上、あるいは産業部門の原単

位の改善、あるいは気温要因、こういったものによって、直近で需要が減少しているということですが、下線を引いております、28 行目ですが、気温要因等による想定外の需要減少、これが今後も継続するとは限らないということで、このエネルギーミックスで掲げている 5,030 万 k1 の推進は引き続き重要であるということが、まず（１）に書いております。

（２）以降は、各部門ごとの各論でございます。（２）は産業・業務、あるいは家庭部門、ここの部分について書いておりますが、こういった部門については、高効率な設備・機器の導入・更新、これが主要な省エネ対策ということでございますけれども、設備等によって進捗には大きな差があるということをご確認いただきました。

具体的にはその下に書いておりますが、LEDのように、生産工程に組み入れられずに、投資回収年数が短いといったもの、投資判断が比較的容易なもの、これは進んでいると。他方でヒートポンプ、あるいはモーター、事例でございましたけれども、なかなか投資判断の難度が高いものがある、こういったものについては必ずしも十分に進んでいないと。まずこれが１つでございます。

それから２つ目として、運輸部門について、「また」以下に書いております。

運輸部門については、６行目あたりですけれども、燃費改善、次世代自動車の普及、自動運転の推進や、各輸送モードのエネルギー消費効率の向上、そういった対策は進捗しているんですけれども、まだまだ道半ばというところも見ていただきました。

最後、「さらに」ということで、これは全体の部門に共通した部門横断的な話でございますが、複数事業者が連携した省エネ取り組みのポテンシャル、これもまだ残っているということでございます。

以上をまとめまして（３）ですが、下線を引いておりますところですが、難易度が高く、経営層を含めた意思決定を要する大規模な省エネ投資の促進、それから運輸部門の省エネ取り組みの強化、こういったところをこれから特に推進していく必要があるのではないかとということでございます。

３．以下が本題になりますけれども、今申し上げた省エネ投資の促進といったところ、それから運輸部門のところ、あと、その他、こういったところに分けて、この後の意見を整理しております。

次に、３．でございます。本論に入ってまいりますけれども、省エネ投資の促進でございます。これは５月８日に事務局のほうから検討状況をご報告いたしましたけれども、それについてご審議いただいた内容を踏まえて書かせていただいております。全部で４つ、項目がございます。

まず、（１）が工場等判断基準であります。これは８日の委員会でもご説明いたしましたけ

れども、2008 年の法改正で、事業所単位から事業者単位に規制が変わっております。しかしながら、下線を引いている 24 行目ですけれども、工場等判断基準、これは従来の現場のエネルギー管理を想定したエネルギー消費設備ごとや工程ごとの構成や規定を踏襲しております。したがって、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すには、必ずしも至っていない。

したがって、28 行目ですけれども、工場等判断基準については、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた大規模な投資判断を促進するとともに、エネルギー企画推進者を通じて、現場と経営をつなぐ役割を強化するような見直しが必要であるという意見にまとめさせていただきました。

次に、(2)でございます。事業者クラス分け評価制度、SABC 評価制度です。

この内容については、これまでの小委員会でもご説明いたしましたので、最初のパラグラフに書いておりますが、少し割愛をさせていただきます。

次の 3 ページをごらんいただきたいと思います。このクラス分け制度につきましては、これまで小委員会でも、たびたび委員の皆様から、メリハリの内容、具体的な内容をさらに工夫するようにというご意見をいただいております。その 1 つの案ということで、3 行目以下、書かせていただいております。

まず、自主的に省エネ取り組みを進めることができる S クラス事業者、こういった方々については、中長期計画等を活用して、大規模投資を含む投資計画を策定・履行すれば、投資計画の期間中は、毎年度の定期報告の評価等でこれを評価してはどうかということでございます。

それから、B、C クラス事業者については、事業者の実情を踏まえた支援を強化するために、エネマネ事業者等の民間ビジネスの活用を検討すべきではないか。この支援のために民間ビジネスをもっと活用していくべきだという意見を書かせていただいております。

その後、「その際」以下ですけれども、8 日の小委員会でも登録調査機関という省エネ法に位置づけられた制度についてご紹介いただきました。その活用があまり進んでいないというご紹介をいただきましたが、それについて少し書かせていただいております。下線がございましたけれども、登録調査機関の活用も有効である。その活用の幅を拡大するために、利益相反規定によって制約される業務の範囲の明確化をあわせて検討する必要があると書かせていただきました。

登録調査機関については、今の制度は、特定事業者がこの機関の調査を受けることで、定期報告等にかえることができるということになっておりますので、今は著しい利害関係がある場合、調査が認められないという制度になっております。ここは指して利益相反規定と書かせていただいておりますが、この辺の解釈をもっと明確にすることによって、登録調査機関がもっと活躍しやすくなるのではないかと、そういった意味でこの下線部、9 行目以降ですけれども、書かせてい

ただいたところでございます。

それから、（３）省エネ関連データであります。事業者が省エネ取り組みの状況を同様の業種・規模・地域等の事業者と比べて客観的に自己評価をすることは、自主的な省エネ取り組みの推進に有効である。したがって、その下、15 行目に書いておりますが、産業トップランナー制度というものをこれまで進めてまいりましたし、これからも全産業のエネルギーベースの7割をカバーすべく、検討を進めていくところでございます。

これに加えて 20 行目以下でございますが、下線引いておりますところですが、省エネ法に基づいて、約 1 万 2,000 事業者から提出されている定期報告データ、これをもっと活用していこうということを書かせていただいております。多角的に、整理・加工し、データベースとして整備・提供すべきであると。

また、このデータベースを提供するに当たって、その後、23 行目ですけれども、登録調査機関やエネマネ事業者等の民間ビジネスの活用を通じた省エネのさらなる推進への貢献もこのデータベースに期待されるのではないかと、こういったことも念頭に進めてまいりたいと思っております。

それから、最後（４）でございます。連携省エネであります、これは以前から小委員会でも議論をいただいたところでございます。

その具体的方向性として、33 行目のあたりから少し読ませていただきますが、業界内やサプライチェーン、グループ単位で連携した省エネを後押しするため、連携省エネの計画作成、報告、評価等の仕組みを創設するとともに、登録調査機関やエネマネ事業者等の民間ビジネスの活用や、省エネ補助金等の支援措置によって、連携省エネを促進するなどの対応が必要である。

すなわち、この連携省エネの仕組みをまずつくること、それからその連携省エネを促進するための支援策、こういったところもあわせてやっていくということ、この2点を連携省エネについては書かせていただいております。

以上、3. までのご説明を終わらせていただきます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました1から3までにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。いつものように札を立てていただきましたら、私のほうから指名させていただきます。順番として、まず委員の方々に意見を言っていただいて、それからオブザーバーの方という順番で行きたいと思っておりますのでよろしく。

じゃ、佐藤さん。

○佐藤委員

省エネ投資の促進のところですけども、（１）のところで、（３）で触れてはいるんですが、５月８日の資料にもありましたように、３年以内に全産業のエネルギー消費の７割に拡大するという総理の発言もありますので、ベンチマーク制度の対象産業のさらなる拡大について意見（案）に記載すべきだと思います。

特にその他の業務の分野は、学校とか、病院、市民会館、図書館など、国や地方自治体の公共施設が多いので、むしろ産業や店舗などの民間施設に先駆けて、ベンチマークをそれらの施設に設定すべきだと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。ベンチマークを広げていく、７割までとありましたけれども、だんだんこれから細かい分野に入っていきますので、優先順位のつけ方はあると思いますけれども、貴重なご意見ありがとうございました。

じゃ、田辺委員。

○田辺委員

ご説明ありがとうございます。今回のクラス分けの事業者の部分ですけども、民間にかかわる部分がかなり多いので、民間の方々が投資するときに、ＥＳＧ投資などとあわせて評価をしていただくようなスキームが少しでも入っていればと思います。例えば、事業者がＺＥＨビルダーになった、ビル事業者や地公体がＺＥＢリーディング・オーナーになったようなときには、一部のベンチマークと同等に認めるとか、そういうものを評価していくことが必要ではないかと思います。それで、個々の事業者が、ビル、学校、あるいはそういうものに、ＺＥＢとか、ＺＥＢＲｅａｄｙを建てていただくような機運が生まれるのではないかと思います。

ちょっとベンチマークと直接、定量的に行かない部分もあると思いますが、多少の配慮をいただくと投資が進むのではないかというふうに思います。

以上です。

○中上委員長

何らかのインセンティブを含めてご検討いただけたらというご意見でございました。

ほかにございませんか。

オブザーバーの黒木さん、あつ、市川さん、すみません。

○市川委員

ありがとうございます。１ページの最終エネルギー消費の動向のところの（１）のパラグラ

フの中の 28・29 行目の、「気温要因等による」というこの一文についてです。最終エネルギー消費の動向というのは、省エネの取りまとめの中では最初に出てくる重要な文章かなと思っております。

そういう中で、気温要因等による想定外の需要の減少について言及するというのが、ちょっと、私、個人的には違和感があります。こういう気温要因というのは変動して当たり前ではないのかなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。この気温要因というところの一文はなくても、引き続き省エネ対策の推進が重要であるというふうにつないでいったほうがすっきり読めるかなというふうに思っております。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。文章につきましては、後ほどまたブラッシュアップしていただきたいと思います。

それでは、木場さん。

○木場委員

ありがとうございます。省エネ関連データのところで一言申し上げたいと思います。

私自身、ベンチマークの委員会に参加させていただいて議論をさせていただいておりますけれども、やはりベンチマーク制度というのは、大変、省エネの取り組み促進には貢献していると実感しております。このベンチマーク指標の設定には、しかし、業界等との調整というのが非常に必要ですし、大きなコストもかかっているのも現状だと思います。

今回、このように事業者から国に毎年度提出されている定期報告ですとか、中長期計画を活用することによって、客観的なデータに基づいて省エネの取り組みを推進するというのは、非常にこれから何か道が開けるのではないかという印象を受けました。

また、事業者にとっても、1 万 2,000 というこのデータの中から、自分がどのあたりにいるのかというような、そういう客観的な見方というのもできるのではないかなというふうに感じます。その際に、データの活用の際には、やっぱり事業者ですとか、省エネビジネス事業者、それぞれにとってどれが有益な情報データになるのかという、そういったニーズをきちんと捉えることもこれから重要だと思っております。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。私も全く同感でありまして、有効活用していくためには、実際にお使いになる方々がどういうふうにデータがあると有効活用できるかということを事前にやっぱ

り意見交換とか議論をしていただいて、それで広く公開していくことがいいんじゃないか。ただやみくもにデータだけあっても、必ずしも全てが活用できるとは限りませんので。ありがとうございました。

他に委員の方ございませんか。

ではちょっと黒木さん、行きましょうか。

○黒木オブザーバー

ありがとうございます。当研究所の理事長、豊田がちょっと本日所用のため出席できませんので、まことに申しわけございません、私が代理で出席させていただいて、豊田のほうからもらった指示でご意見を一つだけ言わせていただきます。

SABC評価制度でございますが、今回の方向性としては、Sにとどまるようなインセンティブを与えるということを検討されておりますが、大半の事業者がもう既にSになっているという状況を考えますと、Sからその先に行くような何か誘導策というものが、あるいはスーパーSでもいいんですけども、そういうのを考えていただくのが必要ではないかということを豊田から申しついております。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。ヨーロッパ諸国でABCDEFでしたか、7段階評価のときに、Aがどんどんふえてきたので、A+、A++というふうにどんどん上のほうにシフトしていますから、そういった感じですね。わかりました、ありがとうございました。

矢野さん、どうぞ。

○矢野委員

物流の世界の要望からということも含めてちょっとお話するんですが、1ページ目の「はじめに」のところに、12・13・14のところですね、サプライチェーンの中では、のところから始まるんですが、サードパーティという言葉が使われているんですが、実はロジスティクスの世界では、サードパーティ・ロジスティクスという言葉が非常に多く使われるんですね。

そのときのサードパーティが、全く意味が違って、いわゆる荷主企業というのはそのときにはファーストパーティで、一般的な物流事業がセカンドパーティで、そしてサードパーティというのは、今までの物流事業者とちょっと違った、荷主企業から包括的に提案をしながら物流事業全体を引き受けるのがサードパーティという言い方を一般的に使います。

最近、普通の物流事業者、あるいは荷主企業からいうと、サードパーティというところのほうをイメージするという。それから今申し上げたように、ファーストパーティを普通は荷

主と言う、逆に言うと、貨物輸送のときに、その荷主企業が第三者的というのは本来おかしくて、荷主企業が頼むから輸送しているわけで、そういう意味ではちょっとこの、省エネのときの考え方として第三者というのはわからないでもないんですが、このサードパーティというのは、ちょっといろいろ誤解を物流の世界では招いてしまうということがあります。

それからもう一つ、荷主という言葉も一般的にはどうしても発荷主のほうをイメージしてしまうんですね。ですから、できれば今回の場合には、着荷主も相当巻き込むということでいうと、例えば 14 行目などで、荷主を含むというより、発着荷主を含むというふうにちょっと入れていただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。私も勉強不足で全然知らなかったんですけど、そういうふうに使われているとすると誤解を招きかねないので、誤解を招かないような形でいかにこの言葉を定着させるかという重要なご指摘です。ありがとうございました。

それでは、春山さん。

○春山オブザーバー

日本化学工業協会の春山でございます。きょうは丁寧なご説明ありがとうございました。

私からは 2 点ちょっと、お願いと確認がございます。1 点目は、省エネ関連データのところでございまして、これにつきましては確かに産業界としては非常に多くのデータベースを供出するとか、提出することになります。

これを非常に有効に使っていただくということは大切なんですが、一方で、最近の話の中にセキュリティーの話があります。やっぱり我々としては情報をきっちり皆様に提供する中でのセキュリティーをどう確保していくかというのは一つの課題かなとも思っていて、これちょっとお願いということになります。

それから 2 点目が、複数事業者における連携省エネの話でございます。これも一番上流に位置する素材産業としては非常にありがたい話でして、これをしっかりフォローしていただくということは重要なんですけれども、その中で複数事業者というイメージ、具体的にはどうとっていったらいいかと。前回もお話しさせていただいたときがあるんですが、いわゆる会社の形態としてはかなり変わってきていて、ホールディングス制をとっていきながら、実事業の会社が幾つかあるという形態、それから会社は全く違うんだけれども、一つのエリアの中でつながっていったって省エネをするという、いろいろなパターンが考えられると思います。

そういう意味では、この辺の複数の事業者をどう具体的にイメージするかという、この頭の

トレーニングが必要かなと思って、これ検討のお願いということでございます。

以上2点でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。この委員会の中でもヒアリングをさせていただいたときに、今のような連携の幾つかのモデルが出てきたと思いますので、それをきちっと整理して、誤解を与えないように、あるいは輪が広がるような形で展開していけたらと思っております。ありがとうございました。

それでは、奥村さん、手塚さんの順番でお願いします。

○奥村オブザーバー

ありがとうございます。特に今回、今までのご説明の中で、工場の判断基準、経営者も巻き込んでという考え方、それから、SABCについてもさらにその強化ということで、非常にいい方向ではないかというふうに考えます。

3点ほどございまして、1つは、今のSABCの対象となっている定期報告なんですけれども、前から申し上げているように、産業部門はもちろん相当のカバレッジなんですけれども、業務部門はご存じのようにまだ4割ということなんで、やはりこの辺の定期報告の対象についても、今回は無理なのかもしれませんけれども、さらに検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから2点目は、データの話、これも今の定期報告のデータを活用するというのは非常に重要なことなんですけれども、ただ、実際にとっているデータの項目からすると、なかなか分析を深めていくというのは難しい点があるかもしれないというのが率直な感じでございます。

したがって、今回見直すのであれば、どういう項目をその後さらにとるのか、あるいは省略すべきものは何かということを含めた検討と、それからあわせて関連のデータをどういうふうに使えるようにするかということによって、この辺の分析が深まるんじゃないかと思います。そういった検討が必要じゃないかと思います。

それから3点目は、直接は関係ないかもしれないけれども、今後、省エネを進めるに当たっては、機器、投資等々による機器による省エネ、それから、その技術革新というのが必要ではありますけれども、一方において、出てきた技術、あるいは設備・機器を使いこなす人材の育成というのも引き続き必要なんではないかと思います。

特にこの関係では、熱の分野、電気の分野というあたりの人材が必要なわけなんですけれども、最近では学生さんもその分野に余り来なくなったというようなこともあるようですし、それから、現場では次の世代への引き継ぎというような問題も出てきているかと思いますので、今後、さら

に省エネを深めていくというためには、そういった意味での人材の育成というのが今後必要じゃないかと思います。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。いろんな角度からお話を頂戴して、やはりデータにつきましては、どこかでご専門の方とか、そういう関係者に集まっていただいて、議論をしていくということがどうも必要のようですね。ぜひそうさせていただきたいと思います。

それじゃ、手塚さん、お願いします。

○手塚オブザーバー

日本鉄鋼連盟の手塚です。2点ありまして、1つは、まずこの事業クラス分け評価制度の運用なんですけれども、Sというのはより多く省エネが実現できている事業者を評価するという制度だと思うんですけれども、これは5月の委員会でも紹介されたと思いますけれども、27年度に比べて28年度はSクラスの比率が若干下がっています。つまり単年度の実績だけを見ていると、例えば事業活動の水準であったり、あるいは、生産構成が年度ごとに変化しているという中で、必ずしも省エネ成績とは関係のないところでこういう現象が起きるというのがあるかと思います。

一方で、省エネ余地が余り残っていない、既に過去に大きな省エネ活動をやってきている事業者は、なかなか毎年、大幅な省エネを続けていくというのはできない状況になってしまう業種も出てくる。

そういうことを考えると、たくさん省エネを行って、単年度に世の中に貢献したということの評価するという意味でのSというのは意味があると思うんですけれども、一方で、ある年にSであるから本当に優れているか、あるいはAにとどまるから優れていないかという判断は別の問題だと思います。この辺についてはきちんと数字の増減要因とか、あるいは達成している絶対水準ということも含めて、きめ細かに評価をしていくということも、あわせてやっていく必要があるのかなと思います。

2点目は、2ページ目の(3)のところなんですけれども、難易度が高くて経営判断が必要となるような大規模な省エネを今後、促進していく必要があると書かれています。まさにそういうことはこれから大きく求められていこうと思っておりますが、一方で、最近こういう投資を促進するためにつくられている省エネ補助金制度は、どちらかというとフォーカスが中小企業に充てられている。あるいは非常に裾野の広い省エネ活動を促進するという観点からか、あるいは公平性もあつてか、小規模なものにたくさん補助金をつけていくというような建てつけになってき

ております。

一方で、私どものような大規模な生産設備を持っているところで、大規模な最新鋭の例えば自家発電設備を入れるというようなものに対する補助金のプライオリティーが下がってくるというようなことがありますので、これは、めり張りをつけて、投資対効果を考慮していただきたい。つまり省エネ性能の効果を見て、こういう現状の、どちらかというところと細かくたくさん裾野を広くというものに加えて、大規模で投資対省エネ効果が非常に大きなものに対して、省エネ補助金をつけるというようなこともあわせてご検討いただけると大変助かります。

○中上委員長

ありがとうございました。何しろ膨大なデータの宝の山があるわけですから、今のような観点から分析すると、恐らくそういったところをもう少し細かく対応できるような案が出てくると思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

遠慮なさっているわけじゃないですよ、いつも活発に議論が出ますから。

じゃ、とりあえず先に進んで、また戻っても結構ですから、じゃ、4、5に入りましょうか。よろしいですか。

その前に、今、ちょっと答えられる範囲で課長のほうから。

○吉田省エネルギー課長

多数のご意見ありがとうございました。簡潔に各委員からいただいたお話の中で、答えられる範囲で少し我々の考え方等を述べさせていただきたいと思います。

まず佐藤委員から、ベンチマーク制度、産業トップランナー制度についてご指摘がございました。これについては、文章の中にも、佐藤委員からもございましたけれども、(3)省エネ関連データ、3ページのところ、13行目以降のところに、2018年の目標7割というところは書かせていただきましたけれども、ご指摘もございましたので、このあたりもう少し詳しく目を書けるところを、この後の意見書の最終版のところで加筆のところを考えていきたいと思います。どうもありがとうございます。

それから田辺委員から、ESG投資、あるいはZEBのリーディング・オーナー制度等の評価についてご指摘がございました。いろいろな場面でそれぞれ省エネ関連の取り組みをされているといったところを、なるべく広範に評価せよというご指摘だと思います。今後、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

それから市川委員から、最初の2.の最終需要のところの気温要因等による云々というところは削除したほうがよいのではないかとご指摘がございました。ここについては、我々とし

ては、1ページの2. (1)の前段のところで、まず最終エネルギー消費が足元で減っているということを書いた後、そうではあるんだけど、エネルギーミックスで掲げている省エネ対策が重要だということが言いたいというところにうまくつなげるために、現状、減っている原因が今後そのまま続くとは限らないという文言があったほうがつながりやすいのではないかという意味で書かせていただいたという理解でございます。ここについては、また委員長ともご相談して文言のところは考えたいと思います。

それから木場委員から、(3)の省エネ関連データについてご指摘をいただきました。委員長からも、その後コメントがございましたけれども、確かに事業者、これは工場のほうもそうですし、それから民間の方々、支援者にとっても大事なところだと思います。いかに有効なデータを出していくかというところがこのポイントだと思いますので、その辺について、関係者からも意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

それから黒木オブザーバーから、S事業者のお話、さらに先を行くようなSインセンティブを考えるべきではないかというお話がありました。これはこれまでの委員会でも、Sの事業者が大変多いというご指摘をいただいておりますので、引き続き検討したいと思いますが、今回ご提案させていただいております中長期計画を使って大規模な投資をする場合に、それを評価していこうというところも、ある意味こういうところにトライしていただく、さらにSの中でも、そういうところにトライしていただく方について、新たな措置ということでも考えておまして、それも含めてこの後のこの制度のあり方については検討してまいりたいと思います。

それから矢野委員から、サードパーティという言葉についてご指摘をいただきました。おっしゃるとおり、特に今回は荷主のところをかなり扱うところがございますので、誤解がない表現を考えたいと思います。また、この小委員会では、実は昨年から、エネルギー使用者に何らかの影響を与える人というのを総称してサードパーティと呼んできたものですから、今この文章の中ではこういう整理をさせていただいていますけれども、ご指摘を踏まえまして、誤解がない表現を考えていきたいと思います。

それから春山オブザーバーから、省エネデータを出す際のセキュリティーをよく考えることといったご指摘ございました。これは十分我々も踏まえて進めてまいりたいと思います。

あと、連携省エネについて、ホールディングス制等、いろいろな形態という話がございます。今、文章の中でも、グループ等、幾つか例示を書かせていただいていると思います。昨年から議論の中でも、特にグループ会社、ホールディングス制については意見がございましたところですので、それも踏まえて、どういったところまで対象にしていくかということは、今後、制度設計の中で検討してまいりたいと思います。

それから奥村オブザーバーからお話がありました中で、人材育成の議論がありました。ここは確かに非常に重要なところで、かつ、今のこの意見書の中で十分書き込めていないところだと思いますが、例えばですけれども、工場等判断基準の中で、今回、経営層を巻き込むという議論がございます。そういったところの一つの項目としても考えられるのかなというふうに思いましたが、それも含めて、もう少し深く我々のほうでも検討してまいりたいと思います。

それから手塚オブザーバーから、増減要因、そこを細かく見ていく必要があるんじゃないか、これもごもっともなご指摘でございます。SABCは、数字を見てのことでございますので、それ以外のところもしっかり考慮できるように、制度を今後考える際に検討してまいりたいと思います。

あと省エネ補助金のところでございますが、中小になるべく比率が上がるようにというのは、これはなかなか投資をしづらいところを支援していくというのが本来の目的でもありますので、そういった面がございますが、他方で、小規模なものに幅広く出す方向かといいますと、これはちょっと我々としても方針を今後変えていくというか、より難しい投資に出していきたいというところがございます。例えば今年度の省エネ補助金からは、ある程度、投資回収期間が短いものというのは対象外にする等、幾つか工夫をしているところでございまして、ご指摘も踏まえて、省エネ補助金についても考えてまいりたいと思います。

すみません、全部お答えし切れていないかもしれませんが、以上、我々の今の考え方ということで申し上げさせていただきました。

どうもありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは続けて、4、5の内容についてご説明を頂戴して、また議論していただきたいと思います。じゃ、よろしくお願いします。

○吉田省エネルギー課長

それでは意見書の説明を続けさせていただきます。資料の4ページ、4. 運輸部門の省エネ取り組みの強化というところをごらんいただきたいと思います。

ここについては、前回の小委員会で、9名の方からプレゼンテーションをいただきました。そのときの内容、あるいはそれに対する委員の皆様、オブザーバーの皆様からのご意見を踏まえて書かせていただいたつもりでございます。

まず、1つ目のパラグラフ、2行目以下ですけれども、ここには現状について書かせていただいています。物流全体の省エネを進めるには、輸送に影響力を有する者が連携することが重要

である。このため、省エネ法では、2005 年の改正、もう 10 年以上前ですけれども、2005 年の改正で、輸送事業者さんを規制する際に、あわせてその貨物を輸送させる事業者を、貨物の所有権に基づき荷主と定義して規制対象とし、荷主判断基準の遵守等を義務づけたということでございます。これが現状であります。前回も話題になりましたけれども、今は所有権ということを基本に、荷主を定義しているということでございます。

11 行目に飛びますが、その後の状況変化として、情報技術の発展・普及、それと、これによる産業・商取引の高度化がございます。この結果、貨物輸送の少量・多頻度化、E コマース市場の急激な拡大等による宅配貨物の再配達増加、こういったことがあって、運輸部門のエネルギー消費の増大が懸念されると。一方で、こういった I T の発展の中で、貨物の所有権とは無関係に、物流の省エネに貢献できる主体が変化している、あるいは拡大しているという状況があるのではないかとまとめさせていただいています。

そういったことを踏まえて、16 行目ですけれども、まず現行の所有権を前提とした荷主規制の考え方は改め、貨物輸送契約のほか、実質的に輸送方法を指示する立場にある事業者は消費者に省エネ取り組みを求めるべきであると、これがまず第 1 点です。

それから、その後ですけれども、18 行目のところですが、当該者の努力だけでは物流全体の効率化を図ることは困難である。貨物輸送にはさまざまな事業者が関与していることに着目をして、次、20 行目の下線のところですが、発荷主、着荷主、その他の輸送に関与する事業者を広く捉えて、連携を促すように発想を転換すべきであるというふうに書かせていただきました。

16 行目以降のパラグラフのところで、荷主規制の対象について議論を書いているわけですが、22 行目以降は、荷主規制の対象の適正化のみならず、内容も大事だということを書かせていただいています。荷主規制の対象の適正化のみならず、荷主による積極的な省エネ取り組みの評価も重要になる。

以下、少し事例を書いておりまして、宅配ボックスの活用、あるいはポイント等のインセンティブ付与による再配達削減取り組み、あるいは予約受付管理システム等を活用した荷待ちの削減の取り組みといったベストプラクティス、これは前回のプレゼンテーションの中にもたくさんあったと思います。そういったベストプラクティスを踏まえて、荷主判断基準、これが省エネ法の中で位置づけられています荷主の取り組みの規範になるものですが、この荷主判断基準を見直していこうと。また、それらの取り組みを普及させるこの必要性についてもあわせて書かせていただきました。

次、27 行目ですけれども、さらに、共同輸配送等の複数の荷主の連携による省エネ取り組みも有効だということも、前回のプレゼンテーションで幾つか事例を聞かせていただいたと思

ますが、そういったところについても、連携省エネを後押しするような評価等の仕組みを創設するという。それから、支援措置によって連携省エネを促進するなどの対応が必要である。

3. のところで、工場等のところで申し上げたものと共通の部分がございすけれども、連携省エネ、これをこの荷主の部分についてもあわせて検討していこうということを、27 行目以下に書かせていただいております。

以上が、4. の荷主の部分でございます。

それから、5. その他のところに移りたいと思います。3つほどございます。

まず1つは電気需要の平準化でございます。これも5月8日に小委員会で報告させていただいた内容、それに対する審議を踏まえて書かせていただいたところでございます。

34 行目から次のページにわたるところは現状であります。現状はご説明もいたしましたけれども、夏・冬の電気需要平準化時間帯、これは8時から22時、夏・冬でございすけれども、この間については電気需要の平準化に資する取り組み、これを次のページ、5ページですが、省エネを著しく妨げない範囲で事業者を求める、それと、そのような取り組みを省エネの評価において考慮をする、こういった制度に今なっています。これは震災後の2013年の改正で導入した部分でございます。

その後、状況変化がありまして、3行目以下ですけれども、今、再エネの導入、エネルギーミックスの実現に向けて、再エネの導入が今後、重要になってくるわけですが、その場合、例えば夏の晴れの日の昼間には太陽光発電によって発電量が大幅に増加するなど、発電量は時間帯によって変動していくということが見込まれます。

こうなると、その後、7行目の最後のところに、「上げDR」という言葉が出てまいります。発電量を踏まえて電気をむしろ使っていく、DR、デマンドレスポンスですね、むしろ電気を使っていくといった行為、これが再エネの普及拡大に資する行為だということになるわけですが、この上げDRに取り組む事業者、8行目ですけれども、これは今の電気需要平準化の制度の中では、省エネ評価において適切に考慮されない可能性があるのではないかと。

平準化の取り組みは評価いたしますけれども、こういったむしろ発電量のほうの変動にあわせて、需要をあわせていこうという行為が十分に考慮されない可能性があるのではないかと、こういう問題意識を書かせていただいております。

したがって、9行目の最後のところの下線ですが、電気需要平準化の制度に加えて、再エネ等により変化する電気の発電量に応じて、需要量を変化させることを阻害しない制度を導入する必要があるというふうにまとめさせていただきました。

2つ目でございます、機器トップランナー制度。ここも5月8日に説明させていただいた内

容をまとめております。

下線を引いているところ、16 行目ですけれども、現状の問題としてエネルギー消費効率の測定方法をまず1つ挙げています。IoT等を活用して、実際の使用環境に応じた省エネを追求しようとする最近の技術、新しい技術を必ずしも今の測定方法が十分に評価できていないというのがまず第1点。したがって、その後、19 行目のところの下線ですが、機器の省エネ性能の向上を十分に促せていない可能性があるのではないかと。

それから2つ目の問題点として、表示制度について、20 行目の最後のところですが書いています。Eコマースの普及等で流通形態が変わってきているということに、今の表示制度が十分対応できていないんじゃないか、消費者等に対する省エネ対策の訴求等も十分できていないのではないか、そういったご指摘もあるということで、大きく2つの問題点を書かせていただきました。

その対応策として、23 行目のところですが、まず測定方法については、技術開発動向を踏まえて、より実際の使用環境に近い測定方法を検討すべきだ。表示方法については、流通形態に応じた柔軟な制度を検討するとともに、消費者等への訴求力が高い表示のあり方、これは前回もご指摘があったと思いますが、それを踏まえて書かせていただきました。消費者等への訴求力が高い表示のあり方ということで、例えば金額表示等、そういったことを検討していこうという見直し、これを意見としてまとめさせていただきました。

最後、住宅・ビルのゼロエネルギー化ということで、ZEH・ZEBの話でございます。

30 行目のところの paragraph は、これまでご説明してきましたZEHビルダーという制度について簡単に書いておりますが、35 行目のところ、ZEHビルダー、2016 年度末でもう 5,566 社であるということで、自主的な取り組みによるZEHの普及が期待されるわけですが、他方で問題点ということで、その下ですね、2016 年度の自社の販売目標、ZEHビルダーは目標を設定することになってはいますが、その目標達成したものの割合が 24%にとどまったという問題意識を書かせていただいております。

次のページですけれども、そういったことも踏まえて、ZEHロードマップフォローアップ委員会というものを、今、開催をしておりますけれども、こういった中で、2015 年に策定しておりますZEHロードマップ、これは 2020 年に向けて目標を達成するためのいろんな項目、施策等、官民の取り組みを書かせていただいておりますけれども、このフォローアップをすること、あるいはZEHロードマップ自体の見直しも含めて、必要に応じてこのロードマップフォローアップ委員会の中で議論するべきであると書かせていただきました。

それからZEBについても、先ほどのZEHビルダーと同様に、自立的に目標達成が進むことを目指しまして、8行目のところのZEBプランナーだとか、あるいはZEBリーディング・

オーナーという制度をつくってきているということでもあります。

補助事業とも絡めてこれを運用しているところでございますが、こういった状況について、ZEBについても、ZEBロードマップフォローアップ委員会というものが設立されておりまして、その中で状況をフォローアップして、必要に応じて所要の対策を検討すべきであるというふうに書かせていただきました。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願い申し上げます。

それじゃまず、宮島さん、お願いします。

○宮島委員

どうもありがとうございます。2点ありまして、1つは、4の運輸部分の主に宅配ですとか、そういったところなんですけれども、今、私が普段の放送とかに携わっていても、配送に関しての関心は非常に高まっていますが、これがどちらかというと人材不足のところ非常に関心が高まっていて、省エネのところは、私もできるだけ放送するように努力しているんですけれども、なかなか省エネの視点まではたどり着いていないという印象を持っています。

それで、この運輸部門のところを言うにも、この荷主というのは、着荷主である個人も含まれると思うんですけれども、文章全体を見ると、何となくこれが全部いわゆる事業者の主語で貫かれていて、個人にかえてみたときには、自分はどこに関係があるのかなというふうに思う文章になっていると思います。

具体的に考えると、宅配ボックスの活用のポイントのインセンティブとかはもちろん個人に影響はするんですけれども、これも求めているのは、事業者にこういう活用やポイントのインセンティブを与えろとは言っているのですが、個人に対しての意識に対しては働きかける文章になっていないと思います。

なので、これの中に着荷主である個人のすべきことというのを余り説教っぽく書いてもしようがないんですけれども、余りにもとにかく事業者だけがやれば何とかなるというような部分ではなくて、個人がすべきことに関しても、もうちょっと触れたらいいかなというふうに1つ思いました。

ここは運輸部門の具体論なのでいいんですけれども、さらに言うと、この文章全体を見ると、やっぱり省エネの5,030万という数字はなかなか厳しくて、特に家庭部門がかなり頑張らなけれ

ばなかなか達成できないんじゃないかなというふうに思っておりますが、その中で、文章で、いま一つ、個人に呼びかけるような部分がちょっとないなと思います。

それは、みんなに省エネを呼びかければいいのかというような単純な文章というのでは余り意味がないので、省エネ委員会の議論の中にもありました、たった今、省エネの個人への呼びかけとか、それがどうなっているかということもちょっと具体的に書き込んでいただきたい。

もちろんクールビズ以降、一般の国民の特に夏の省エネに対する意識というはかなり高まっていると思うんですけども、ある程度のところまで行っているために、もう一步さらに踏み込む力がないとか、今、環境省さんがやっている活動も、いま一つみんなが知っているようなところにはなっていないとか、爆発力がないとかいうのを感じておりまして、そういったところをあと一步持ち上げる必要があるのではないかと思います。

なので、これ書くとしたら、その他の課題というところになるのかどうかと思うんですけども、今、省エネの一般国民への呼びかけみたいなものが、どういうふうな戦略を持っているかということをし現状を書いて、かつこのような方向でというようなことを足したほうがいいのではないかと思います。

もちろん、「はじめに」に書いてあるように、今回は運輸部門の省エネを中心にと書いてあるので、この委員会が、割と狭いターゲットに向けての報告書であるならば、それはそれでいいのかもしれませんが、ちょっと全体を見て、個人の省エネに対する文章がちょっと少ないんじゃないかなとか、余り見当たらないなというふうに思いました。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。消費者サイドにどうやってもっと訴求していくかということですね。

それでは、山川さん。

○山川委員

ありがとうございます。2点申し上げます。1点目は、今の宮島委員とほぼ同じ意見なんですけれども、4ページの運輸の省エネの取り組みについて、B to Cの荷物の増加に伴う対策の部分が明確になっていないと感じます。消費者に直接かわりのあるものを通じて、消費者の省エネへの理解や取り組みを促す必要があるというような点について、もう少しはっきりと記載したほうがいいのではないかと思います。

もしかしますと判断基準の中でそういうのがもう入っているのかもしれませんが、そこをより現在の社会情勢に合わせた内容にするとか、省エネ法の 86 条という、一般消費者に対

する情報提供という項目がありますので、そこに絡めて何か取り組みができるのではないかなと感じました。

それから2点目は、5ページの機器トップランナー制度のところですが、26行、27行目、28行目のところに、消費者等への訴求力の高い表示のあり方を検討するということがありまして、進めていただきたい点だと思いますが、検討をするときには、例えばECサイトの特徴を生かした効果的な情報は何なのか、スマートフォンで提供すれば効果的な情報があるなど、その機器の省エネ性能を、何を使ってどう見せていくと効果があるかというところを広く検討していただき、その上で統一省エネラベルにはこういう表示をする必要があるといったやり方でご検討いただけると、消費者の買い換えですとか、省エネ性能の高い機器の選択にもっと広がっていくのではないかと思います。

○中上委員長

ありがとうございました。確かに情報の伝達の仕方というのは日進月歩でございますから、旧態依然たるものじゃとてもカバーし切れない状況になっていますので、その辺も含めてまた今後検討していただきたいと思います。

それでは、佐藤さん、木場さん、松村さんの順でお願いします。

木場さん、いなくなっちゃったな。佐藤さん、どうぞ。

○佐藤委員

ありがとうございます。4のエネルギーミックスの省エネ対策の進捗状況では、運輸部門は、前の資料に2015年の時点でのことが書かれてありましたが、他部門と比べて省エネ対策量が一番多いにもかかわらず、進捗率が一番低い状況でした。運輸部門は、消費者や製造業など全ての部門にかかわる部門の省エネなので、文字どおり国民を挙げて取り組むべきだと思います。

それで、前回の委員会でも発言しましたが、意見（案）にあるように、通販事業者なども漏れなく、「輸送に関与するあらゆる事業者に省エネ取り組み」の目標を定めて、それに伴う適正なコスト増については、消費者も含めてステークホルダーとしてみんなが負担するという覚悟が必要だと思います。

あと2点、強調していただきたい点があります。あるんですけど、5のその他の課題で、電気需要平準化のところで、「上げDR」は、余剰再エネをうまく活用して化石燃料での発電量を少なくするよい考えだと思います。同じ余剰活用として、清掃工場や製造工場などでも、本来余剰として捨てられていた廃熱での発電も、化石エネルギーのかわりとなるならば、再エネと同じ評価にしてもよいと思います。そうすれば他業種間のコジェネも促進されると思われます。

また最後に、その他の課題（2）の機器トップランナーのところですけれども、やはり「表

示制度については、流通形態に応じた柔軟な制度検討云々」とありますがけれども、テレビショッピングやインターネット通販でも、省エネラベルを大きくわかるように表示するとともに、同じ商品でも、例えば 10 年前と比べた目安電気料金の節約額を表示して、消費者の買い換え意欲につながるように、~~そういう~~ E コマースの取引の表示について工夫していただきたいと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。幾つかご指摘いただきましたが、余剰DRの話ですけれども、もう今や、電力会社によってはゴールデンウィークには完全に余っちゃうものですから、太陽光で揚水発電をやっていると聞きして、えらい時代が来たものだと思いますけれども、いろんな方策がこれからどんどん考えられてくると思いますので、また引き続き検討していただきたいと思います。

さっきいらっしゃらなかったので、木場さん、次、お願いします。

○木場委員

ありがとうございます。今回、所有権を前提とした荷主規制の考え方を改めというところについてなんですが、文章を拝見すると、貨物輸送への関与の度合いに応じて、果たすべき義務の内容を変えていきたいということかと思ったんですが、まず1つ目が、所有権という定義という概念を改めて、実質的に輸送を指示する立場にある者というふうに変えていくわけなんですが、ここでどのようにこれまで考えていた規制等々を何か変えていくのかと。

つまり、内容的にどう変化するのか、何をどう変えるのかというところを、もう一度伺いたいというのが1つと、もう一つ、同じ段落の文章に出てくる、発荷主・着荷主についてなんですが、これは契約を結んでいない事業者ということだと思うんですが、こちらに対する義務というのはどの程度のことを考えているのかということも伺いたいと思います。

それから、国民の立場というところで言わせていただきますと、発荷主・着荷主という言葉が、文章を読んでいくと、最初は、着荷主って、個人というか、私たちのことなのかなと思ったんですが、どうも規制をかける話なので、これは事業者を指していらっしゃるように思うんですね。

そうしますと、後の段落に出てくるポイント制とか宅配ボックスって、ここは個人になってくると思うので、どこに向けての文章かというのが、少しまじっているというか、はっきり分けられていないという印象があります。国民というか、国民でいいと思いますが、国民に向けてもポイント制の普及とか、宅配ボックスの活用みたいところを、国として、より普及させていくために、国民向けの部分は分けてつくっていただいたほうが伝わりやすいような印象を受けまし

た。

以上でございます。

○中上委員長

後ほど事務局から補足していただきたいと思います。

それでは、松村さん、田辺さん、塩路さんの順に行きます。

○松村委員

まず5 ページ目の4 行目のところです。先ほども太陽光で揚水を上げる時代になったという発言もあったのですが、この点でも夏の晴れの日昼間という表現は、私にはとても違和感があるのです。夏の昼間に確かに太陽光の発電量が多いのは事実だと思いますが、上げのDRが必要なのは、発電量が需要量を超過して、何も対策しないと出力抑制が不可避になる状況。そのような状況下で電気を使うと、捨ててしまう電気を使うものだから、ある意味で全くエネルギーの消費量を増加させないで電気を使える状況になる。

これが起こるのは夏の昼間ではなく、需要期ではない春とか秋と考えるのが自然。何でわざわざ夏と書くのか。需要がとて多くて、そういう抑制がありそうにない時期をわざわざ特定化する必要はない。一番簡単なやり方は、この夏というのを除くこと。それよりももう少し重要な問題は、このDRに関して言うと、急激に発電量が変化したときに対応するDRが念頭に置かれているのだと思うのですが、もう一つは、あらかじめかなり予想されていて、このままなら出力抑制不可避だというようなときに電気の消費量をふやすという類いのものも、明らかに省エネ効果があるはず。こちらの認識が欠けている気もする。

したがって、一番簡単なのは夏を取るだけの対応ですが、それだけではなくて、もう近い将来、始まるであろう出力抑制をできるだけ防ぐような、そういうような類いの需要対策も大きな省エネになるということを、あえて飛ばす必要はないと思います。ここの書き方は考えていただければと思いました。

次に、先ほど宮島委員がおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。消費者への訴求はとても重要だという点に関して、ご指摘は運輸のところでもう既に複数の方からあったのですが、例えばZEHとかに関しても、基本的に事業者のことだけがずっと書いてある。これが普及するかどうかは、もちろん事業者の能力にも依存しますが、買い手のほうがそういうのを買いたいと思わないと普及しない。消費者に選んでもらえることが重要。

選んでいただくときに、もちろん省エネをアピールすることとても重要ですが、高断熱だとかに関しては健康上のメリットを始めほかのメリットもいっぱいあることが、この委員会でもずっと繰り返し言われてきたと思います。

今回の報告書では、それはずっと今まで言われてきたことなので、あえて今回の報告書で書かなくてもいい。更に規制の観点からすると少し外れているということで、今回の報告書にないのはやむを得ないと思います。しかし消費者への訴求が、普及には何よりも大事だということは決して忘れてはならないと思います。

以上です。

○中上委員長

非常に重要なご指摘だと思います。あらゆる場面で消費者がどうコミットしていくかということが大事ですから、事業者が幾ら努力しても、受け手側がその関心がなければだめなので、ぜひ今のご意見は参考にさせていただきたいと思います。

それから夏の昼間というふうに限定すると、ちょっと今の太陽光の状況とは少しずれているかもしれないというご指摘がありました。これも後ほどまた事務局と相談して考えていきたいと思います。

それでは、次、田辺さん。

○田辺委員

ありがとうございます。今回のこの紙をどう見るかですけれども、昨年6月以降の小委員会での議論のまとめとして、省エネ委員会意見骨子として見ると、運輸部門に特化して書いてあって、私はそれは適切だろうと思うんですけれども、今後、取りまとめをするときに、結局、消費者側の意見とか、今回のここでは触れられていない、文言になっていないことがあるので、やはりそういうことをきちんと最終取りまとめするときは書いていかないといけない。ここだけ見ると、省エネでは一部の規制を取り上げたことだけに映ってしまうのではないかと。委員会骨子としては、私はこの1年間の議論のものとしては大変適切だと思います。

個別の部分で、4ページの16～18行目に、前回、運輸事業者の義務に関して議論されていたことが反映されているので、これは大変評価できるというふうに思っています。

それから、5ページのZEHの部分ですが、ちょっと書き方が、37行目ですが、期待される一方、販売目標を達成している者の割合は24%というとなんかちっとも普及していないように、かなり暗く見えるんです。実際には注文戸建て、今2016年度、日本で28.9万戸、約30万戸建っているんですが、この3.4万戸、12%はもうZEHなんですよ。日本の注文の戸建て住宅の1割を超える数がZEHになっているということは、評価して書いていただいてもいいんじゃないかと。だけれども、ZEHビルダーが販売目標を達成しているところは24%だと書かないと、何か達成が悪いようにちょっと聞こえてしまう。

ZEBのほうは、なかなかB to Bなので、利回りとか短期利益とか、ペイバックの期間と

かの関係で達成が難しいんですが、先ほどのように中長期的な視点で、E S G投資の一環のような形で評価していけば、もっとふえていくのではないかと考えます。

ここはロードマップフォローアップ委員会で議論すると書かれているので、具体的になくてもよろしいと思うんですけども、そういう投資と絡めた対策というのが非常に期待されるのではないかというふうに思います。

以上です。

○中上委員長

多分、後段の部分は、田辺さんにもいろいろご指導を頂戴したいと思いますが、強く強調して、そちらのほうでもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、塩路さんお願いします。

○塩路委員

ちょっと私も、この委員会の今回のまとめの位置づけが余りよくわかっていなかったんですけども、今後の施策に反映されるということだったと思いますけれども、ちょっと思いましたのは、4ページ目、5ページ目のところに、例の電力の標準化、デマンドの標準化、平準化の話が書いてあって、再エネの導入を促進するという立場、エネルギーミックスの実現に向け、この辺が、例えば改正F I T法の施行というのがこの前ありましたよね。そういうところも踏まえてというような書きぶりがちょっと欲しかったなと思うんです。

エネルギーミックスというと、どうしても原発の扱いというのがかなりの部分を占めてくると思いますので、ちょっと微妙なことになっておって、だから、そういうようなことも少し、改正F I T法の話もあったほうがよかったのかなという気がしたのと、これはもちろん太陽光については少し見直し方向になると思うんですけども。

ちょっと私、理解不足で申しわけないんですけども、5ページの一番最初のところに、1行目ですか、平準化に資する取り組みを省エネを著しく妨げない範囲でと書いてあるんですけども、この意味がよくわかっていなかった。何かもう少し追加いただけるか、あるいは、というのは、平準化というのは、省エネを進めていく中で行われるのかなという頭がありましたので、ほってしまうということなら、それは別に省エネを妨げるということでもないんじゃないかなというふうに思っ、ちょっとその辺がわかりにくいかなと思いました。

ちょっとこれはまた話が違いますけれども、例の物流のところですが、これは何人かの方もご指摘のあったとおり、やっぱり物流って個人生活に直結するというか、消費活動、購買活動というのか、購買意欲というのか、それに非常に関連することですけれども、個人に対するところがすごく強いので、個人に対する働きかけ、何人かの方からご指摘があったところですけども、

これは重要なと思います。

これは物すごく細かくて申しわけないんですけども、宅配ボックスの活用というところは、この中の意見ではコンビニ受け取りというの何かあったような気がするので、同じように書いておいたほうがいいのかなというふうに思いました。これは物すごく細かい話です。

最後に、ちょっとごめんなさい、先ほどの議論のときに言い損ねてしまったんですけども、SABC評価制度の話です。これは自己評価をしていくというか、自己で振り返りながら省エネを進めていくという各事業者の取り組みとしては非常に大事なことだと思いますので、この書きぶりを見ていると、何か満足しているというのか、SABCの評価制度で満足しているといううな感じになっているんですね。

ただ、先ほど来ございましたように、やっぱりこれは見直していく必要が、特に少し数字がいろいろ確定していった、この制度が定着していくという中で見直していく必要があつて、もちろんS+とか、S++という議論もございましたけれども、評価自体を見直していく必要があつて、だからこれは文章も少し、ちょっとわかりにくくなっているなど思いました。

3ページ目、ごめんなさい、戻ってしまいますけれども、3ページ目の2段落目ですかね。ここの文章をざっと読んでいて少しわかりにくいところが、文章のポリッシュアップはまた後ほどされると思うんですけども、その前にやっぱり制度の見直しというところの記述があつてもいいのかなという、見直す必要があるんじゃないかなと思っていますので、そういったところの記述も欲しかったなと思いました。

ちょっとばらばらしていますけれども、申しわけございません。

○中上委員長

ありがとうございました。平準化につきましては、2013年に導入するというのを私も随分議論をした案件でありまして、ピークカットするということで、必ずしも省エネにならないケースもあるわけですね。蓄電池でそれをピークカットしようとする、蓄電池で行って来いで、二、三割はロスになりますから、純粋な省エネから考えるとロスしているじゃないかとなるんですけど、社会全体で考えるとまた違う評価があるんじゃないかと、いっぱい議論したところがありまして、この系統電力、今の自由化の時代とは大分様子が違うので、当時、議論したときに。

○塩路委員

だから、やむを得ず蓄電池で省エネして、ロスしてしまうというのは、省エネを妨げるということになるんですかね。そのところがよくわからない。

○中上委員長

考えようによってはそうなりかねないので、当時の状態からすると。

○塩路委員

有効利用されていないというわけですね。

○中上委員長

ええ、当時の状態からすると、国全体が非常に危機的な状況でしたから、こういう法律でそれを救おうという意味でこれを定めたわけですね。時代が変わるので、少し考え方も変わってくるかもしれませんが。いっぱい議論したところです。ありがとうございました。

まだ時間があるかな。

それじゃ、市川さん。

○市川委員

ありがとうございます。4ページの運輸部門の省エネの取り組みの強化というところに、先ほど委員の方から、国民、消費者への意見というか、そういうような呼びかけのような文章を追加したらいいのではないかなというようなご発言があったと思います。それ自体は否定するものではないんですけども、私たち消費者が運輸部門のところの発着荷主のところで問題にしたのは、再配達を削減するというところだったように思っております。

現状、私たちはネット通販を利用することで非常に利便性を得ておりますし、わざわざお店に出かけていく交通手段も利用しなくていいとか、そういうような、ある意味、省エネに貢献している部分もその側面に持っているというようなこともありますので、ここに書かれるときに、ネット通販を利用して、こういう宅配を利用すること自体が省エネに反するとかというようなことに、くれぐれもつながらないように書いていただきたいなという思いを持っております。

以上でございます。

○中上委員長

ご指摘のとおりだと思います。こういう新しいシステムが出てくると、それによって何か代替しているわけですから、代替しているところがなかなか見えなくて、議論されないものですから、ついつい議論がちょっと偏るところでありますけど、十分に参考にさせていただきたいと思います。

お待たせしました。高橋さん、お願いします。

○高橋オブザーバー

ありがとうございます。日本百貨店協会、高橋でございます。百貨店は、お客様に店舗にお越しいただいて、お買い物を楽しんでいただき、多くのお客さまは、お買い上げ商品はそのままお持ち帰りになります。当然ながらお買い上げをされますと、所有権は全てお客様のものになります。店舗から配送する場合も、荷主はお客様ご本人となります。

今回、全国の百貨店協会では中元期から店頭でPOPを掲出して、「宅配便は1回で受け取りませんか」という再配達防止の呼びかけに取り組んでいます。

贈り物は、お客様のプライバシーもありますので、難しいけれど、自分で買ったものを自宅に送る、親しい家族に送るときには、出来るだけ一回で受け取るようにし、再配達が環境に負荷をかけているという現状をお客様にお伝えすることはできます。百貨店ができることは、対面販売をしているからこそ、お伝えできるのではないかなと思っています。

小売ができることは、消費者への訴求活動、一人一人の気づきとなる取組、この積み重ねを行ってきたいと思っています。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。きょうはその資料をお配りしようかと思ったんですが、ちょっと間に合わなかったので、すみませんでした。

じゃ、岸本さん。

○岸本オブザーバー

ありがとうございます。住宅生産団体連合会、岸本でございます。大きく2点ばかりお話をさせていただければと思います。1点目は、先ほど田辺委員からもお話がございましたけれども、住宅のZEHに関しての2点でございます。

先ほどございましたように、5ページ目の35パラグラフ以下のところです。我々、供給者側が言うのも何なんですけども、新築、頑張っているよというような表現にさせていただければなのというのが一つお願いでございます。

とはいえ、ここに事実として書いていただいている目標の24%にとどまっているということに関しては、やはり真摯に受けとめなきゃいけないところではあると思います。前々回でしたか、山川委員からあったと思うんですけども、ZEHビルダーのホームページを見ても、ZEHというのが出てこないじゃないのというようなお話もあったと思います。なので、それも1つかと思いますので、エネ庁さんとも連携をしながら、課題を整理し、対応してまいりたいというふうに思っております。これが1点でございます。

2点目、同じくZEHなんですけれども、6ページの第5パラグラフに、委員会を立ち上げていただいて、必要に応じて所要の対策を検討すべきというふうに書いていただいております。販売目標がというふうなお話がありましたけれども、やはり1つの要因としては、補助額が、お金の話になっちゃうんですけども、今年度から大きく削減されているというのも一因であるというの否めないというふうに考えております。

ですので、普及促進拡大に向けて、背中を押していただけるような施策を引き続きお願いできればというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○中上委員長

ありがとうございました。

じゃ、一通りご発言頂戴しましたので、事務局のほうからお答えできる範囲でお願いします。

あつ、矢野さん、はい。

○矢野委員

物流関係で幾つか質問も含めてあるんですが、先ほどから個人に非常に訴えていくことが重要だと、まさしくご指摘のとおりだと思います。この再配達の問題というのは、おとしからいろいろ言われて、一般的な消費者からいうと、余り自分は物流に関係ないよと普通は思っていたところが、こんなふうに関係するんだと、そういう意識を持っていたということ非常に重要だし、今回こういうふうに対象にしていたということのはとてもいいことだと思っています。

ただ、B to Cというのは一番見える形なんですけど、実は我々が生活していく上で、消費者のためとか、消費者のある意味でのいろんな意味のわがままが、いろんなところで物流の効率化を阻害しているというか、非効率、そしてエネルギーを無駄に使っている場面が非常に多いというのが事実です。ということで、もう少しB to C以外にも、もう少し何かいろいろ広げられないかなというところがあります。

それから物流のこの話というのは、確かに物流事業者、あるいは荷主企業というんですが、そこの物流の減少面だけじゃなくて、実際には非効率を招く、あるいはエネルギーを使うというときに、いろんな商慣行が非常に影響しているんですね。商慣行というのはいろいろあるんですが、例えば一番典型的なのが返品なんです。

返品の3分の1ルールというのがあるんですが、賞味期限が3分の1を超えると、もう結局引き取らないとか、こういったものを結果的にエネルギーは物すごく悪い影響をもたらしているという側面があります。そういう商慣行の見直しも含めた何らかの形で、少し言葉として入れていただけないかなというのがあります。

それから、ここで連携という言葉を使っただいて、これがもう本当に物流の効率化、そして省エネをするときにとても重要であると。実際に、物流総合効率化法というのがありまして、その中でいろいろな形で、荷主、着荷主も含めて、そして物流事業者と一緒にやる、これに対していろんな補助制度があるんですが、こういうのをもっと拡大していただくのがとても有効か

なと思います。

それからもう1点は、これは運用面の問題なんですけど、今回ここで荷主判断基準を変えたときに、想定している事業者というのは、いわゆる今までのメーカーではなくて、もっと卸、小売、あるいは通販とか、割かし荷物が非常に小さい単位で、そして非常に多く出る事業者なんです。そういうところというのは、なかなかメーカーでは割かし省エネ計画を立てるときに定量的な把握というのはしやすい事業者が多いんですが、今回、対象としているところは、その辺の把握が非常に難しい、大変だという事業者が多いんだと思います。

だからしなくていいという意味ではないんですが、ただ、やはり本来、省エネ計画を立てるときに、いろんな形で定量的な把握をするんですが、その定量的な把握というのが余りそこに負荷をかけてもしょうがないところがあって、そのところはもう少しく運用面で、定量的な把握よりは何をやっているかが非常に重要なので、例えば非常に狭いところでのケーススタディーをうまく使いながら、全体の計画に結びつけていくとか、そういう運用面的なものも少し考えたほうがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○中上委員長

我々が余り扱ったことがないテーマですので、矢野さんのほうからまたアイデアをいろいろ出していただいて、ぜひ協力をお願いします。

はい。

○春山オブザーバー

すみません、時間ないところ、日本化学工業協会の春山でございます。1点だけです。運輸部門の省エネのところで、荷主のかかわりというのを、少し協会の我々会員に聞いてみたんです、前回、いろいろ情報をいただきましたので。

その中で一つおもしろい情報としてあったのが、交通事故の撲滅という、そういう安心・安全の運転を、実は荷主と、荷主が物流会社を立ち上げています。ですから一体となってやっているんですけども、交通事故を結果的に防止するという安全運転、安心運転をするとエコドライブにつながる。このエコドライブは、エコドライブ優良活動認定というのがあって、これを活用することによって、実は物流会社の方々の燃費がかなり下がってきているという、こういう実施事例が実はあるということがわかりました。

こういうものもベストプラクティスの中に反映していただけると、荷主側の自主活動としての価値というのが上がっていくんじゃないかなということで、すみません、前回から確認した情報だけでございます。

○中上委員長

ありがとうございました。ぜひそういう情報を頂戴して、盛り込める情報は盛り込んでいきたいと思いますので、ありがとうございました。

それでは、ここでひとまずこの議論を終えて、じゃ、吉田課長のほうから。

○吉田省エネルギー課長

多くのご意見、ご指摘、ありがとうございました。順次、我々のほうの今の考え方を申し上げたいと思います。

まず宮島委員、それから山川委員、その他の委員からもいただきました、特に運輸のところでございますけれども、個人の観点が薄いのではないかというご指摘がございました。確かに、4ポツのところは法制度をどうしていくかというところはかなり偏って書いてしまっているところでございます、個人が十分書けていないというのは、私も思っているところでございます。もう少し幅広く、そもそもの問題点のところから書きおろすと、その辺がしっかり書けるのかなと思いますので、表現、文章のほうはその辺もしっかり盛り込んでまいりたいと思います。

それから山川委員から、今の消費者のところのご指摘以外に、トップランナー制度について、訴求力というところで、例えばスマートフォンの活用とか、ご指摘ございました。このあたりも、今のラベルだけでなく、いろんな媒体が今は利用可能になってきているということもございしますので、どういう役割分担、媒体からの役割分担とか、効果とか、そういったところをしっかりと考えて、新しい方法、この表示についても考えてまいりたいと思います。

その点は、その後、佐藤委員からもトップランナー制度、柔軟でわかりやすい表示ということで、例えばということで10年前の機器との関係で、節約はこう書くべきじゃないかと具体的なご提案をいただきましたけれども、そういったことも含めてこのあたりは考えてまいりたいと思います。

それから木場委員から、運輸のところについてどう変わるのかということを確認したいというお話がございました。今の段階では、十分細部まで我々としても検討が進められているわけではありませんが、4ページの16行目にございますように、まず一つ、これは確認だけでも、所有権というところを改めましょうと。あくまでも荷主というものをどう規定するかというところで、所有権という考え方は改めて、契約等、実際に輸送事業者さんとの関係性のところに着目をして、この規制制度を考えていこうというところがまず1つございます。

それから、もう少し幅広く、それ以外の方々もこれに連携していただく必要があるだろうということで、そこで契約にかかわらず、もう少し幅広く捉えて、そういった方々にも努力をお願いしていくという体系にできないかというところまでは、この委員会の審議も踏まえて、我々と

して方向性を持たせていただきたいなと思っているところでございます。どの程度の義務にするか、内容等はちょっとまたこれから、きょうも具体的なご意見をいただいていますので、そういったところも踏まえて考えてまいりたいというふうに思います。

それから松村委員から、平準化のところでご指摘をいただきました。確かに夏というのは、すみません、我々も、今いただいたご指摘を踏まえて直すべきではないかというふうに考えております。例示としてどうかというふうに思いますので、そこは改めていきたいと思います。

それから、あらかじめ想定されているような上げDR、そういったことも幅広く捉えてというところもご指摘のとおりかと思しますので、文章の中でその辺が読めるように工夫をしてまいりたいと思います。

それから田辺委員、その後、岸本オブザーバーからもございましたが、Z E Hのところの表現が暗いんじゃないかというご指摘ですけれども、すみません、ちょっと書いた私が暗いからかもしれないのですが、問題意識がちょっと前に出過ぎていて、せつかくできたことをしっかり書くべき、それはほかの部分も、問題意識をどうしても書かなければいけないので、今までできたことをもうちょっと書けるように、特にZ E Hのところはご指摘いただいた内容も含めて、しっかり書いていきたいと思います。ありがとうございます。

それから塩路委員から、具体的な表現としてF I T法の話だとか、あるいはコンビニ受け取りだとか、具体的なご指摘をいただいておりますが、その辺はこの後の文章を、最終版をつくるところで検討したいと思います。

それからご質問として、省エネを著しく妨げない範囲でと、これは委員長からも先ほどお話がございましたけれども、こういうDRのところを、省エネ法の中で、前回の法改正の中で見ていくことにはなったんですけれども、実はエネルギーの使用の合理化等の、等というのがついていまして、省エネと平準化というのは別概念で、すみません、非常に細かい役人的な議論ですけれども、別概念で捉えています。

したがって、この平準化が必ずしも省エネと両立しない場合も、場合によってはあるということでございまして、省エネを著しく妨げない範囲でこの平準化をやっているという書き方をしているということでございます。これは別の概念ということで、この法律の中では捉えております。

それからS A B Cの自己評価についても、今現状に満足しているわけじゃなくて、当然見直していく、さらに発展させていく必要があるだろうと、いろいろご指摘いただいているところからも明らかだと思いますので、そこは読めるように表現を工夫したいと思います。

それから市川委員から、ネット通販自体が悪というか、反省エネというわけではないという

ところも、もちろんそのとおりでありまして、ネット通販が伸びているのは、当然それは国民需要があって伸びていることですので、そういった誤解がないように表現のほうは配慮してまいりたいと思います。

それから高橋オブザーバーから、再配達削減について、協会のほうで取り組んでおられる具体的内容をご紹介いただきました。具体的に今回、制度を改めていく中で、どういったことを荷主の皆さんにお願いするのかというところは、できること、できないことは当然書けませんので、できること、どういうところをみんなでやっていくべきかということ、これから具体的に関係の皆さんと議論してまいりたいと思います。適切な方向性というのがこの中でうまく議論できればと思いますので、引き続きご協力をいただければと思います。

それから矢野委員から幾つかご指摘がありました。個人という話だけではなくて、B to B という話でしたが、確かにここを今、読み返してみますと、運輸部門のところ、もともとEコマースの話から始まったものですから、Eコマース主体で見えていますけど、前回のプレゼンテーション、たくさんの方からいただいたことから明らかなように、課題は当然B to Bにもございますので、そこがもう少し読めるように改めていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

それから、運用面についてのご助言もいただきました。これは今後、執行のところ、十分踏まえてまいりたいと思います。

あと商慣行ですね、返品等の商慣行について。これは恐らく判断基準とかを議論する中で話題になることだと思いますので、そこも今後またいろいろご指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後、春山オブザーバーから、エコドライブですね、交通事故の削減という観点からやっている取り組みも、燃費に効果があるというご指摘いただきました。これもおっしゃるとおりだと思いますので、そういったところも今後、取り組みの中で踏まえてまいりたいと思います。ありがとうございます。

多数のご意見ありがとうございます。皆様のご意見を踏まえて、最終版につなげていきたいと思っています。

(2) 省エネ施策の進捗状況について

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、議題1につきましてはここで一応終わりにしまして、次のもう一つの議題で、省エネ政策の進捗状況について。

30 分の説明時間ということだったのですが、ちょっと時間が厳しくなりましたが、よろしくお願いします。

○吉田省エネルギー課長

資料2をごらんいただきたいと思います。省エネ施策の進捗状況でございます。

5月8日にも、我々、最近の省エネ政策の状況をご説明いたしましたが、その後の少し進んだところ等がございますので、幾つかのトピックス、いろんなトピックスが出てきますけれども、ご紹介をしていきたいと思います。

まず1つ目が意見書の中でも出てまいりました事業者クラス分け評価制度であります。2ページをごらんいただきたいと思います。ページ番号は右下に振っております。

これはもうご紹介した内容です。平成27と28、今回、2回目になりましたけれども、SABCのクラス分けを行っております。

次のページをごらんください。3ページです。ここはちょっと新しいところでありますが、このフローチャートで、一番左側の注意文書を発出するところまでは既に進んでおります。部長名で、各事業者さん、今回、平成28年の場合は1,386事業者さんですが、注意文書を発出しております。

この後、1年を通じていろいろな取り組みをしてまいります。事業者さんに対して働きかけをしてまいります。1つは報告徴収です。本年度は200事業者さん程度を用意しております。それから一番下のところに現地調査がございますが、平成28年は500の事業所、工場等、そういったところに実際伺って状況を見ていこうということでございます。それぞれ昨年並み、あるいはそれ以上の規模で、今回、実施してまいりたいと思います。これが新しい点、ご報告でございます。

次のページをごらんください。新たな燃費表示でございます。これは塩路委員に委員長を務めいただいていますワーキンググループで審議された制度、これが既に告示として実施をされていることございまして、そのご紹介であります。乗用車についての新しい燃費表示になります。

5ページをごらんください。絵のほうを見ていただければと思いますが、車を持っておられる方はお気づきのように、JC08モードというのが、この絵の真ん中のあたりにございます。21.4と、大きな数字が書いていますが、現状、これまではこういう表記でございます。JC08モードというのは、日本で採用されております燃費の測定方法でございます。

これにかわって、国連の場で、国際調和した測定方法というのが議論されてまいりまして、この下にWLTCモードとございます。Wは、Worldwide のWですけれども、こういったものが既に決まっております、このモードの特徴として、その右側に市街地モードとか、郊外モードとか、高速道路モードとかがありますが、いろんな走行モードから構成されているのがこのWLTCモードでして、こういうものを切り出して表示することができるという、そういう新しい測定方法が国連の場で決まったと。これを活用いたしまして、今後の燃費表示としては、この20.4 というトータルの数字と、それぞれ市街地モード等を分けて表示すること、これ全部表示していこうということになったということです。

これは文章のほうに、上の青い字のところの文章に書いておりますように、自動車ユーザーの使用状況がそれぞれ違う。それぞれに合った情報提供をしていこうと。例えば市街地だけ走る方もおられると思いますし、高速道路を頻繁に利用される方もおられると思います。

そういった方々の利用ニーズに合わせて、適正な車を、一番自分に合った車を選んでいただく、そのためにこういう新しい表示制度を義務化したということでありまして、7月4日に既に告示が施行されております、今はその下にございますように、自動車販売協会連合会、自販連さん等を通じて広報活動も始まっているところでございます。以上が新しい乗用車の燃費表示についてのご紹介です。

次のページをごらんください。6ページでございます。省エネルギー相談地域プラットフォーム、それから全国省エネ推進ネットワークによる支援というところでございます。

次のページ、7ページをごらんいただきたいと思います。再興戦略 2016 の中で、この省エネについて中小企業社さん等が相談できる、そういう拠点を全国につくっていこうと、中小企業等の省エネ取り組みの相談窓口を全国展開していこうということが位置づけられておりまして、その方針を踏まえて、我々、予算事業で、そういった地域の組織、この青い色で塗っているところの下に米印で小さい字で書いてありますが、省エネ支援事業者が地域の専門家と協力してつくる省エネ支援の連携体とございますが、こういった連携体の活動を支援していくという予算事業をやっております、今年度、この下に表がございまして、こういったそれぞれの組織を、既に予算で支援していくことを決めているところでございます。35 ございます。30 都道府県、35 の拠点が今後支援していく対象ということでございます。

次のページをごらんください。こういった 35 の事業者さん、これだけでは足りませんので、ほかに自治体さん、あるいは金融機関等、省エネ取り組みの支援を行っている既存の窓口がございます。そういったものとあわせて、今申し上げた 35 の地点と、こういった自治体さん独自の取り組み、これをあわせて、全国省エネ推進ネットワークと名づけまして、これをポータルサイ

トにこの情報を公開すると。それぞれの都道府県ではこういった組織があるよということを、このサイトの中でご紹介するという事業も開始をいたしまして、中小企業さんの省エネを支援していこうという取り組みをしているということでございます。

次のページ以降、ZEHとZEBの話がございます。ZEH、10 ページでございます。10 ページをごらんください。

ZEHについては、これは先ほどの意見書の中で既に申し上げましたので、真ん中あたりまで省略をいたしますが、一番下の黄色で色を塗らせていただいているところ、ZEHロードマップフォローアップ委員会、これを2017年7月に設置をしたところでございます。

この中で、目下のいろんな課題を踏まえまして、ZEHロードマップ、これは2020年の目標、それに向けた取り組みについて書いているものですが、これについて追加的な対策も検討していこうということ。

それから、2030年の目標も国として持っております。一番上のところに書いております、2030年までに新築住宅の平均でZEHを目指すと言っておりますが、これを目指す上でどういうことをしていくか。ここはまだ現状のロードマップには書かれておりませんので、そういったところの目標とそれに対する対策を具体化していこうといったところをミッションに、この委員会活動を開始したところでございます。ここは田辺委員にもご参加をいただいている委員会でございます。

あとZEBが12ページでございます。ZEBについても、先ほどの意見書の中でございました。真ん中のところを簡単にご紹介いたしますと、このZEBのフォローアップ委員会、これは田辺委員にお願いをしている委員会でございますけれども、この中で設計ガイドライン、それからパンフレット、これをそれぞれ建物の用途ごとに、予算事業でやっております実証事業を活用して作成するという取り組みをずっと続けておりまして、事務所だとか老人福祉ホーム、スーパーマーケットについては、既にこういったガイドライン等を策定してきたところでございます。ダウンロードも大変たくさんいただいているところでございます。

これは環境省さんとの連携でやっておりまして、環境省さんの補助事業もあわせて、この実証事業を推進している。このパンフレットづくり、あるいはガイドラインづくりの根拠になるデータ等をこういった事業を通じて集めております。また、ZEBプランナー、ZEBリーディング・オーナーについても始めたということでございます。こういったところについても、引き続き活動をしていく必要は当然ございまして、ZEBロードマップフォローアップ委員会、これも引き続き開催をしてまいる予定でございます。

それから、この小委員会の下にたくさんワーキンググループがございます。その活動につ

いて簡単に、残り3枚ほどございますがご紹介してまいります。

まず、トップランナー制度に関するワーキンググループの情報でございます。照明器具等判断基準ワーキンググループ、ここでは国全体の方針を踏まえて、電球、それから照明器具についての新しい目標基準、これをワーキングの中で議論いただきまして、取りまとめをいただいております。パブコメを実施して、今後、政令、省令、告示改正等をやっていく、29年夏ごろをめどにやっていくということで、取り組みを進めております。

また、自動車判断基準ワーキンググループ、これは国交省さんの小委員会と合同会議ということで、塩路委員に委員長をやっていただいておりますが、この中では先ほどご紹介した新しい燃費表示について議論したということ。

それから、次期重量車燃費基準の策定ということで、トラックやバス、これの次期基準、今の基準は2015年基準でしたので、この次の基準づくり、これを目下検討中ということでありまして、29年中には取りまとめを予定しているということです。

それから、ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ、これはガス温水器だとか石油温水器の新しい基準をつくろうということですが、先ほどの意見書の中でも少し申し上げましたけれども、なるべく使用実態を考慮した新しい測定方式を採用していこうということを、このワーキンググループの委員長のご指示もございまして進めているところでございます。これについても29年中に取りまとめを予定しております。

次に、15ページでございますが、工場等判断基準ワーキンググループ、こちらでは産業トップランナー制度、これも先ほど意見書の中で話題がございましたけれども、7割に拡大するという目標で、食品スーパー、貸事務所、ショッピングセンター等、引き続き審議してまいりますし、それ以外のところもこれから検討してまいります。

あと、ものづくりIoTの推進ということで、IoTをものづくりの現場で活用して省エネを進めていくという先進的な取り組み、これを省エネ法の中長期計画の作成指針の中でうまく盛り込んで、それを活用、促進していこうという取り組みをやりたいと思っております、これについても、この工場等判断基準ワーキング、きょうご欠席ですけれども、川瀬委員に委員長を務めていただいております、その中で議論を進めてまいります。

それから火力発電に係る発電判断基準ワーキンググループでございます。これについては、27年に電力供給業におけるベンチマーク、A指標、B指標ということで、この小委員会にもご報告あったと思いますけれども、これについて29年度の定期報告で、初めてこのベンチマークに係る報告が行われることになります。これを見て、ミックスとの整合も踏まえて、その方向性について確認していこうというのが一つございます。

それから、2つ目のところにボツがございますけれども、この水準達成に当たって、事業者同士の共同取り組みを許容しておりまして、その共同取り組みの具体的な仕組みについても、あわせてこのワーキンググループで議論をしていく方針でございます。

最後のページでございます。これは工場等判断基準の見直し、それから荷主判断基準の見直し、それぞれ委託調査で実施したいと思っておりますが、それぞれ本文の中で少し出てきたお話でございます。

工場等判断基準のほうにつきましては、先ほどの意見書の中で、経営層を巻き込んだというお話を冒頭のほうでいたしましたけれども、その具体的な中身、これについて議論していこうということを進めてまいります。

また、荷主のほうについても、荷主の対象について、先ほど意見書の中で中心に議論いたしましたけれども、具体的にどういったことをこの遵守事項、規範であるこの判断基準に書いていくかということは、あわせてこの委託調査の中で議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

すみません、ちょっと簡単でございますけれども、最近の状況をご説明いたしました。

○中上委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらどうぞお願いします。

順番に行きますので、じゃ、宮田さん。

○宮田オブザーバー

東京都の宮田でございます。ご説明ありがとうございます。私からは、省エネルギー相談地域プラットフォームと全国省エネ推進ネットワークに関しまして、ご意見を申し上げたいと思います。

省エネ法の対象が主に大きな事業所をイメージしていたと思うんですが、こちらについては小さい事業者、中小企業をターゲットにして支援をしていくことになっておりまして、非常に有効ですし、期待している事業でございます。なかなか中小企業の方々が身近な存在として、問い合わせをするところが少ない中で、こういった仕組みが立ち上がることは、非常にいいことだと思います。

都内にも中小規模事業所が60万以上あるんですが、これは東京都としても課題としてあるんですが、こういった支援の窓口とか、支援事業等をいかに中小企業の方に届けていくかが大きな課題となっております。

こういったいいものができましたので、この取り組み等を中小企業の方に届けていくところ

を、今後、経済産業省様も、取り組んでいただければと思います。

都もやっているところとしましては、業界団体を通じて情報提供しています。経産省様には、低炭素社会実行計画の団体がいらっしゃると思いますので、そういったところを通じてアピールをしていただくとか、その他いろいろな形で、ぜひこの事業が多くの中小企業の方々に知っていただけるように、広報活動等をしていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○中上委員長

ありがとうございました。もうこのスケールになってきますと、経済産業省のような大きな世帯ではなかなか目が行き届きにくいところがございますので、ぜひ東京都さん、現場の基礎自治体等を含めて、またいろいろご意見とかアイデアを出していただきたいので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

珍しいですね。いつもぱっと立つんですけれども、追っかけるのにいつも苦労していたんですけど。

あえてご指名しなくていいですか。あつ、立ちました。木場さん、お願いします。

○木場委員

少し細かいことで恐縮ですが、自動車の燃費表示が変わるということで、これ非常にありがたいなと思って拝見しました。ただ、新しいほうの表示も、燃費消費率は定められた試験条件での値です、とだけありますが、この前提がわからないと判断しづらい。つまりこの数字というのが、エアコンを全く使っていない条件でやっていたとすると、もっと燃費はきっと悪くなりますので、もう少し丁寧にあるといいような気がいたしました。

あとほかに発表したいので、もう1点だけ、さっきのところでもいいですか、短めに。高橋さんの発表に関連してちょっと思い出したことなんですけれども、個人的なことで恐縮です。

ことし、お中元を送りまして、百貨店から電話があり、1回しか配達していないのに相手の電話番号を教えて欲しいとのことでした。要は再配達をしていないというキャンペーンだったと思うんですが、送り先は親しい方ではなく、夫の関係で、公の方なので、勝手に電話番号を載せたら怒られるだろうなと思って書かなかったんですが、電話をしてアポをとってから確実に届けたいという非常に強い意志が感じられたので、思い切って電話番号を教える許可を頂きました。

ただ、そこで感じたことは、先ほどの宮島さんがおっしゃっていたことが非常に重要だと思っていて、どうして再配達防止をするかというこの理由の部分が非常に大事で、ドライバーさんの人手不足だからかなと思わせないで、もう一方の理由である輸送するときに車からCO₂

が出てしまうとか、省エネするためには必要とか、その動機づけが伝わらないと、ただ再配達防止キャンペーンやっているという形だけしか残らないので、やはり消費者に伝えるときには、その理由、動機づけが非常に大事ななという気がいたしました。

以上です。ありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございました。前半の燃費表示の前提というのは、塩路さん、どうでしょうか。

○塩路委員

今ご指摘のあったところは、後ろに小さい字で読みにくいんですけども、申しわけございません。もちろんエアコンとか急発進、これは問題になるんですけども、やはりどういうふうにして今後、取り組んでいくかというのはまだ議論中で、まとまっていません。

それで、エアコン使用等に応じて、燃費消費率は異なりますというふうに書かせていただいているんですけども。

○木場委員

定められた条件というところに、エアコンを使っているかどうかとはわからないんですね。

○塩路委員

ここには、だからエアコンは入っていません。

○木場委員

入っていないと思うだけでも、では、使ったらもっと悪いんだというふうに想像がつくので。

○塩路委員

そうそう、それをちょっとだけ断ってあるんです。

○木場委員

そうですか、ちょっと見つかりませんでした。わかりました、ありがとうございます。

すみません、こんな近い距離でマイクで話さなくてもよかったのに、すみません、ありがとうございます。

○中上委員長

じゃ、高橋さん。

○高橋オブザーバー

木場委員、ありがとうございました。百貨店からの配送は荷主である、お客様の荷物を、配送業者の方が配達しているので、荷主の責任がないのですが、今回つくった再配達防止を呼びかけるPOPは、環境省さんのご協力を得て、国民運動として、環境の観点から再配達防止、なるべく1回で受け取ってくださいということをお願いしてございます。

何故、再配達が環境に負荷がかかるのかを百貨店で買い物をしていただいているときに、このPOPが目にとまり、環境の観点から自分も出来る活動として、私どもとしては訴求していきたいと思っております。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。ここはエネ庁なんで、エネルギーのこともちょっと書いていただくといいかなと思います。立場上、ちょっと気になりました。余計なことでした。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

おおよそ、お約束した時間が近づいてまいりましたが、それでは、ありがとうございました。本日の議事は以上になります。

いつものように活発なご意見を頂戴しまして、まことにありがとうございます。事務局は少し頭が痛いかもしれませんが、暗くならないで明るくまとめていただきたいと思いますので、ご安心くださいませ。

きょうも後段で省エネ施策の進捗状況をご報告いただきましたけど、まだまだ並行していろんな課題が走っておりますので、まさに省エネは終わりがいいのかなと思います。私の拙文を皆さんに参考資料でお配りしたかもしれませんが、まさに世の中ががらがら変わってくるものですから、深掘りもしなきゃいけないけれども、枠組みが変わる中でどうやって省エネルギーを考えていくかというのは、非常に大事だなと思います。

今回のEコマースが代表例ですけれども、オブザーバーの方からのご指摘がありましたけれども、ホールディングカンパニーというのは、昔は全社を束ねていたのが、だんだん分社化してくる、場合によっては省エネの対象から落ちる事業者も出てくるわけですね。

そういうのをどういうふうに扱うかというのが、連携という形で、また今、対応しようとしているわけですし、まだ日本ではそれほど活発ではありませんけれども、Uberなんていうのが出てくると、Uberの運転手さんというのは自家用車を空き時間でやるわけですから、これは家庭用のエネルギー消費になるのか、ただ業務として使っているとそこは業務用なのかという、また仕分けが困るなと思ったり、同じようなことでいくと、Airbnbという、私は使ったことはありませんけれども、空室を利用してお客様に泊まっていただく民泊ですね。このAirbnbというのは世界最大の宿泊あっせん業者らしいですけれども、不動産を全然持っていないと。ここで発生するエネルギー消費は家庭の中で発生するわけですから、これまた、これは業務用なのか家庭用なのかと。

もうこの先、私はとてもついていけませんので、後の方にこの辺は譲りたいと思いますが、何代か前の省エネ課長は、省エネに終わりなしということで報告書を締めくくったことがございますけど、まさに省エネに終わりなしでございまして、今後とも皆さん方のご意見をどんどん頂戴して、深掘りするなり、枠を広げるなり、役所は大変ですけども、明るくまとめていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

それでは、何かご連絡事項がありましたら。

○吉田省エネルギー課長

今回の省エネ小委員会でございますけれども、来週金曜日、28日に開催を予定しております。よろしくお願いします。本日、委員、それからオブザーバーの皆様から頂戴したご意見を踏まえて、省エネルギー小委員会意見（案）ということで、委員長とご相談してまとめてまいりたいと思います。それをご審議いただければと思います。

時間なんですけれども、事務的にはまたご連絡をいたしますが、次回、10時から12時ということで、2時間、皆様にはお願いをしておりましたけれども、今回はこの意見（案）のみのご審議ということでございますので、10時半から12時というふうにさせていただければと思います。別途、事務的にはまたご連絡いたしますが、10時半から開始ということにさせていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉会

○中上委員長

それでは、長時間、皆様本当にありがとうございました。本日の省エネ小委員会はこれにて終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—